

介護保険法に規定する第一号通所事業 デイサービスリハビリいっぽ稻沢運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社夢工房が開設する デイサービスリハビリいっぽ稻沢(以下「事業所」という)が行う指定介護保険法に規定する第一号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、介護保険法に規定する第一号通所事業にあたっては要支援、事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な介護保険法に規定する第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護保険法に規定する第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者、事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。又利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを方針とする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 デイサービスリハビリいっぽ稻沢
- ② 所在地 愛知県稻沢市高御堂1丁目5番32号 NTT稻沢ビル1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②従業者

【第1単位】

- ・生活相談員 1名
- ・看護職員 1名以上
- ・介護職員 3名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

【第2単位】

- ・生活相談員 1名
- ・看護職員 1名以上
- ・介護職員 3名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し12月30日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時00分から12時00分
13時30分から16時30分

(介護保険法に規定する第一号通所事業の利用定員)

第6条 介護保険法に規定する第一号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 22名
- 2単位 22名

(介護保険法に規定する第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 介護保険法に規定する第一号通所事業の内容は次のとおりとし、介護保険法に規定する第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村長が定める要綱上の額とし、当該介護保険法に規定する第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、市町村長が定める要綱上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. トイレ動作等の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介護

(2) 飲水に関すること

飲水を希望する利用者に対して、必要な飲料水を提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 飲水摂取の介助

ウ. その他必要な飲水の介助

(3) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることできるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養(養護)

(4) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

(5) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. 利用者・家族に対する相談・助言

オ. その他必要な相談

- 1 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護保険法に規定する第一号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円徴収する。
- 2 施設内にドリンクバーを設置し、利用者の希望により使用する場合は飲料代として一日100円を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いに関しては、重要事項説明書に記載をし利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、同意する旨の署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市・稻沢市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は介護保険法に規定する第一号通所事業の提供を受ける際、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 飲酒については禁止する。喫煙は禁止する。
- (3) 金銭・貴重品は、原則、施設内には持ち込まない。
- (4) 施設内へのペット持ち込みは、禁止とする。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- (6) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所事業従業者は、介護保険法に規定する第一号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第12条 介護保険法に規定する第一号通所事業従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。事業者は、通所事業従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所事業従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所事業従業者との雇用契約の内容とする。

(高齢者虐待防止の推進)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、通所事業従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 通所事業従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社夢工房と事業所の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。